

認可外保育施設勤務経験による
保育士試験受験資格 Q&A



東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

受験資格の認定手続きの流れ

1 受験希望者は、認可外保育施設に「勤務証明書」(様式1)の作成を依頼し、勤務証明書を受領する。

2 受験希望者は、勤務証明書と高等学校等が発行する卒業証明書(※1)と「受験資格認定申請書」(様式2)を東京都担当宛に郵送する。

3 東京都は、提出された書類と認可外保育施設の届出情報等により、受験資格の認定審査を行い、認定書を受験希望者に交付する。

4 受験希望者は東京都から送付された認定書を添付し、保育士試験事務センターに受験申請を行う。
なお、受験申請書類は、受験希望者において別途保育士試験事務センターに請求すること。

5 保育士試験事務センターで、受験申請書類を審査。(後日、受験票が送付されます。)

受験資格認定に必要なもの

東京都知事による保育士受験資格認定を必要とされる方は、

下記①～⑤の書類を揃えて、**担当宛**に郵送してください。

② 受験資格認定申請書（必ず押印すること。）

② 勤務証明書（原本）

③ 卒業証明書（原本）

④ 82円切手を貼った返信用封筒

（速達や簡易書留を希望される場合は、必要分の切手を貼ってください。）

⑤ ②③の証明書類と、①の氏名が異なる場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本（審査終了後、返却します。）

- 「受験資格認定書」の発送は、申請書が担当の手元に届いてから4～5日かかります。書類に不足・不備等があれば、更に時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。また、郵便事故については一切責任を負えませんので、ご了承ください。
- 来庁されても、その場での発行対応はできません。

担当（送付先）

〒163-8001（住所記入不要）

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 保育人材担当
「保育士受験資格認定申請書在中」と明記すること。

Q1. 認可外保育施設の勤務経験が、保育士受験資格に追加されたのはいつからですか？

平成24年の保育士試験から、受験資格に追加されました。

Q2. 受験資格認定には、どのくらいの勤務経験が必要ですか？

高等学校等を卒業した者(または、これと同等以上の資格を有すると認定した者)で、2年以上且つ総勤務時間数が2880時間以上、児童等の保護又は擁護に従事すること。

又は、5年以上且つ総勤務時間数が7200時間以上、児童等の保護又は擁護に従事すること。

Q3. 1箇所の保育施設ではQ2の基準を満たすことができません。複数個所での勤務経験を合算することは可能ですか？

複数個所の勤務経験を合算しても構いません。

Q4. 認可外保育施設とは、どんな保育園をいうのですか？

児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項もしくは第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)

Q5. Q4の保育施設であれば、どこでも受験資格認定の対象となりますか？

児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出(「認可外保育施設設置届」)を提出している保育施設に限ります。

Q6. 自分の勤務していた保育施設がQ4に該当するのかわかりません。

各施設に直接お問い合わせください。

Q7. 過去に働いていた保育施設が、現在は存在しません。どうしたらいいですか？

事業を引き継いでいる設置者又は施設がある場合は、そちらにお問い合わせください。勤務証明書の提出ができなければ、受験資格認定はできません。

Q8. 過去に働いていた保育施設に証明を依頼したところ、雇用に関する書類の保存年限が過ぎているため、証明できないと言われました。どうしたらいいですか？

勤務実績を証明できるもの(例:雇用契約書、発令通知書、給与明細等)があるようでしたら、それをもって施設側にご相談ください。
勤務証明書の提出ができなければ、受験資格認定はできません。

Q9. 非常勤や臨時職員として勤務していた期間も含まれますか？

含まれます。雇用形態(常勤、非常勤、パート等)は問いません。

Q10. 雇用期間中に、休職期間があります。それも勤務期間に含まれますか？

含まれません。

Q11. 同一法人の複数施設で勤務しました。証明書はまとめて1枚でもいいですか？

原則的に、勤務証明はまとめずに、施設ごとに作成し、提出してください。

Q12. 証明書の証明者は誰ですか？

施設長(証明者)になります。証明印は公印で押印してください。

Q13. 個人立の保育施設です。証明印は三文判でもいいですか？

事業の代表者印として使用しているものを押印してください。

問合せ先

- 試験全般、受験の手引き取り寄せ、受験資格要件に関すること

社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験センター

〒171-8536 豊島区高田3-19-10

[TEL] 0120-4194-82

(土、日、祝日を除く 午前9時30分から午後5時30分まで)

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

- 知事の受験資格認定に関すること

東京都 福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 保育人材担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

[TEL] 03-5320-4130

(土、日、祝日を除く 午前9時から12時、

午後1時から5時30分まで)

[URL] http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shikaku/chiji_nintei.html